

令和6年度 Sport in Life推進プロジェクト（スポーツ人口拡大に向けた取組モデル創出事業）

ご質問および回答

※公募説明会時の質疑応答を更新しました。

質問	回答
■取組モデル創出事業について（概要等）	
1 「生活にスポーツを取り入れること」の「生活」とは具体的にどのようなイメージでしょうか？日常生活のルーティーンのシーンの中で行うイメージでしょうか？仕事の道中に寄り道をするのは該当しますでしょうか？	いずれも該当します。 「生活にスポーツを取り入れること」の主旨は、スポーツの短期的な参加ではなく、生活の中に取り入れることで、その後も継続的にスポーツを習慣化して頂くことを意図しております。
2 「生活にスポーツを取り入れること」の意図は、スポーツの阻害要因に「仕事や家事が忙しいから」「面倒くさいから」が多く、これに対する解決を行うためでしょうか。	第三期スポーツ基本計画では、日々の生活の中で一人一人がスポーツの価値を享受できる社会を構築することが政策目標として掲げられています。 「生活にスポーツを取り入れること」は、ご質問にあります阻害要因へのアプローチだけに限らず、健康、体力増進・維持等といった促進要因も含めて、生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することを目的としています。
3 事業の継続性とのことで、採択された場合、次年度以降も同じ内容で行い続けなければいけないでしょうか。	必ず継続しなければならないというわけではありません。 ただし、「事業の継続性」は評価項目となりますので、継続させるにあたっての要素を、企画提案の中に記載してください。 また次年度以降、事務局より事業の継続性や発展性などについて、確認をさせて頂く場合がありますので、採択された折はご協力ください。
4 説明会の参加は審査に関連するのでしょうか。	説明会への出欠可否は審査に影響することはありません。
5 説明会配信のアーカイブ等がございましたらご共有頂くことは可能でしょうか。	大変恐れ入りますが、アーカイブ予定はございません。
6 説明会に参加できないのですが、質問は受け付けておりますか。	ご質問につきましては、メールにて回答させていただきます。 お問合せ先：model@sil100.com
7 災害等の発生で、施設の閉鎖、イベント中止の要請が出された場合の対応はどのようになりますか。	委託契約後、貴団体の責によることなく、予定していた事業の遂行が難しい場合は、委託契約書（Sport in Lifeプロジェクト委託要項）に基づき事業計画の変更、事業の中止（廃止）等の手続きをしていただくこととなります。なお、委託事業期間の延長はできません。
8 採択された場合、契約締結は具体的にいつごろになりますか。	予定では、契約締結を令和6年8月上旬以降（予定）としておりますが、選定結果に基づいて、「契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整する」可能性もございます。調整状況次第では契約締結のタイミングがずれこむことがあります。
9 委託期間が、契約締結日～令和7年3月7日(金)となっておりますが、委託期間終了後も事業を継続することは可能ですか。委託期間終了時に、事業も終了する必要がありますか。	本委託事業は令和7年3月7日(金)までに完了していただく必要があります。ただし、Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体としての活動は、委託期間に限らず継続していただければと思います。 また、「次年度以降、国費による支援が無くなったとしても継続・発展していくこと（事業の自走）が可能と見込まれる計画が記載されていること。」を審査基準の一つとしており、契約期間の終了後も、国費による支援なくとも事業を継続頂けることが望ましいです。

10	委託期間終了後に当該事業を横展開しても問題ありませんか。他の団体も自由に実施できる状況になりませんか。	本事業モデルを創出することを目指す事業ですので、以降の事業の継続・発展及び、全国に取組が横展開されていくことを目指しています。 よって、委託費によって制作したコンテンツ等については、原則として他団体による利用を排除するものではありません。
11	事業の実施にあたり、参加者から費用を徴収することは可能ですか。また、徴収した費用を代表団体の収益としても問題ありませんか。	参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、本事業を利益目的で実施し、代表団体の収益とすることはできません。徴収した参加費は全て委託事業の実施のための費用に充ててください。
■応募資格について		
12	応募数に上限はありますか。各事業に複数応募は可能でしょうか。	応募数に上限は特にございません。ただし、採択数は1団体につき1件となります。
13	(代表団体が現在コンソーシアム未加盟で、)これからコンソーシアムに加盟する場合は、エントリーが認められますか？	提案書受付時にコンソーシアム加盟の有無を確認しますので、遅くとも提案書提出時までには加盟申請書を提出してください。ただし加盟申請書の不備などで、企画審査までにコンソーシアム加盟承認が下りず企画審査の対象とならない可能性があります。余裕を持って加盟申請書を提出した上での応募としてください。
14	法人格を有さない、任意団体の応募は可能か。	公募要領の応募資格に示しているように、代表団体は、Sport in Lifeコンソーシアムに加盟する都道府県、市町村又は法人格を有する団体である必要があります。上記以外の団体でも構成団体として応募することは可能です。
15	代表団体が他の構成団体に参加することや、構成団体が複数の構成団体となることは可能か。	代表団体が別の申請において構成団体となることは可能です。
16	構成団体が複数の構成団体となる場合に何か不利益はありますか。	不利益はありません。
17	応募資格に関して、「複数の団体から成るプロジェクトチームを構成すること」とありますが、「複数」の最小単位は代表団体ともう1社の計2社との認識で良いでしょうか？	認識の通りです。 なお、構成団体については、Sport in Life コンソーシアムに加盟していることが必須ではありませんが、より多くのSport in Life コンソーシアム加盟団体が構成団体に含まれていると高い評価となります。(詳細は審査基準をご参照ください。)
18	応募の時点で、プロジェクトチームの構成が完了している必要が(代表団体以外の構成団体が全て揃っている必要が)ありますか。	複数の団体から成るプロジェクトチームを構成することを応募資格としておりますので、確実に事業に参画できる団体を1団体以上構成団体に含めてください。 なお、構成団体との連携内容については、部分的に調整中のものがあっても構いません。
19	令和6年度の公募で採択された場合、令和7年度以降に続けて採択される可能性はありますか。	次年度以降、同様の事業が公募された場合、同一団体が2年連続して受託することは可能です。ただし、本年度の公募要領中に示している通り、「新たな取組モデルの創出を目指すものである」ため、同一内容の事業を継続して受託することはできません。
20	プロジェクトチームの連携について、たとえばジョイントベンチャーを立ち上げる必要がある等の要件はありますか。	プロジェクトチームの間で共同事業体の連携協定締結等は特段必要ありません。
21	自社内の従業員やその家族に対する取り組みについても公募対象に含まれますか。	自社内の従業員やその家族に対する取り組みについても公募対象に含まれます。
■人員体制について		

22	企画提案書等に記載する代表者職・氏名は、会社としての代表（代表取締役社長など）ではなく、応募担当部門の代表（執行役員本部長など）でよろしいでしょうか？	団体がコンソーシアムに加盟していれば、代表者がコンソーシアム加盟時と同一人物であることは要件としておりません。 本公募にあたっては、事業実施にあたり団体を代表する責任者となる方を立てていただければと思います。
23	「責任者・管理者、プロジェクトリーダー、経理担当者は代表団体の職員を充ててください。」という記載がありますが、特定非営利法人や社団法人等の場合、理事でも大丈夫でしょうか。	特定非営利法人や社団法人等の場合は、事業を遂行する上で代表団体を代表し、責任を持って全体の管理や予算執行ができる方であれば問題ありません。
24	人員体制の中の「責任者・管理者」と「プロジェクトリーダー」は同一人物でも問題ありませんか。	問題ありません。 ただし、「プロジェクトが事業内容を適切に遂行するために必要な、人員・組織体制、実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること」は評価項目に含まれておりますので、提案内容に沿った評価がなされることとなります。
25	プロジェクトチームをつくるにあたり、連携先に個人事業主を含むことは可能でしょうか？	個人事業主を構成団体に含めることも可能です。
■委託契約について		
26	採択決定後に ①代表団体を変更または構成団体と交代することは可能でしょうか？ ②構成団体の変更（追加・脱退・入替）等は可能でしょうか？	①：代表団体も審査の対象となるので、代表団体の変更はできません。 ②：「プロジェクトが事業内容を適切に遂行するために必要な、人員・組織体制、実績、ノウハウ、ネットワーク等を有していること」を審査基準の一つとしているため、原則不可能となります。ただし止むを得ない場合の脱退や変更、実施内容の拡充のための追加等を事後行う場合は、別途協議の上で判断します。
27	採択された後に、提案した項目の中で事業規模縮小等を行い、その内容で契約を締結することは可能ですか。	公募要領に示しているように、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整することになりますが、採択された事業内容が大きく変更される場合には、契約を締結することができない可能性があります。委託契約締結後に、事業規模を縮小する場合は、委託契約書（Sport in Lifeプロジェクト委託要項）に基づき事業計画の変更、事業の中止（廃止）等の手続きをしていただくこととなります。
■事業経費について		
28	事前着手によって動画の教材作成をする場合は、8月以降でなければ経費の利用は出来なんでしょうか？	採択団体と株式会社JTBCコミュニケーションデザインとの間で契約締結以降に発生した費用が計上できます。（契約締結は8月上旬以降を予定） 契約締結前に発生した費用を本事業の経費として計上することはできませんのでご注意ください。
29	事業経費について経費区分の指定はありますか？	「企画提案書」内の「5. 委託事業経費予定額」に記載の経費区分に沿って記載してください。
30	事業経費について各経費項目における上限はございますでしょうか？	各費用項目ごとの上限はありません。
31	事業経費について、「(1)スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。」とあるが、何か金額のルール等（謝金規定など）ありますか？	企画提案書書式の別紙3「経費上の留意事項等」に詳しい記載がありますので、そちらをご参照ください。 スポーツ庁規定の謝金額を目安としていただき、それ以上になる場合などは、必要な理由等（各団体ごとの謝金規程等）を明記しご提出ください。

32	代表団体からプロジェクトチーム構成団体へ事業の一部を再委託することは認められず、労務・役務の提供に関する請負契約を締結することは可能とされているが、この請負契約については金銭(企画費、人件費等)は含むものとなって良いのでしょうか？	内容に応じて企画費や人件費などの金銭を含む請負契約を締結することは可能です。 ただし企画審査や精算の過程において、請負契約内容の詳細を確認させて頂く場合があります。
33	経費精算はいつ行われますか。	精算は決算報告書に基づき、原則、契約終了（2025年3月7日）までに行う予定です。 検収終了となり金額確定次第、支払い手続きとなります。 契約書（案）に記載のとおり、支払いの流れは請求書受領の翌月末払いとなります。 ※請求月が3月（3月に請求書受領）の場合、支払いは4月末となります。
34	法人設立費を計上することは可能ですか。	法人設立費を計上することはできません。 計上可能な経費については、企画提案書の別紙「経費計上の留意事項等」をご参照ください。
35	一般管理費の積算根拠に関する根拠資料とは具体的にどのようなものですか。	例えば損益計算書などを用いて、一般管理費の割合を算出してください。
36	代表団体が「企画・運営」及び実務作業「講師・イベント実施・WEB制作など」を行う場合、相対的に人件費が経費を占める割合が高くなりますが問題ありませんか。	問題ありませんが、「妥当な経費が示されていること。」は評価項目に含まれておりますので、提案内容に沿った評価がなされることとなります。 詳細は審査基準をご参照ください。
37	プロジェクトメンバーの人件費について、プロジェクトメンバーが代表団体の従業員（社員）ではない場合、人件費と諸謝金どちらで計上すればよいですか。	外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務で、個人に依頼する業務の場合は代表団体の定める謝金規定に基づく「諸謝金」での計上としてください。ただし、事業者との契約による場合は「雑役務費」に計上してください。
38	外部トレーナー、外部講師など外部から派遣をお願いする場合、どの経費区分で計上すればよいですか。	外部の者に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）については、諸謝金に計上してください。ただし、業者等との契約によって派遣を受ける場合は、雑役務費に計上してください。 企画提案書書式の別紙3「経費上の留意事項等」に詳しい記載がありますので、そちらをご参照ください。
39	集客用WEBサイト等の広告費を計上することは可能ですか。	本委託事業に係る集客等を目的としたWEBサイトの作成と運営にかかる費用（参加申込受付ページなど）やチラシ作成等の費用を計上することは可能です。 ただし、例えば団体自体のHPの制作や、団体HPへの広告誘導など、今回応募する事業の内容に直接的に関係しない広告費や制作費を計上することはできません。
■ 提出書類について		
40	提出書類の「申請団体の概要」「最新の財務諸表等の資料」「誓約書」「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合の写し（審査規準より）は、代表団体の分のみの提出でよいですか。	申請団体概要と財務資料、誓約書は代表団体の分のみの提出で構いません。
41	自治体が代表団体となる場合、公募要領に記載のある「申請団体の概要」と「最新の財務諸表等の資料」は、どのような書類の提出を想定していますか。	自治体が代表団体となる場合は、申請団体の概要、及び最新の財務諸表等の資料の提出は不要です。

42	代表団体の財務諸表の提出などが難しい場合、連携団体の財務諸表の提出で財政基盤の証明とすることは可能ですか。	連携団体の財務諸表の提出で財務基盤の証明とすることはできません。 審査基準にも示しているように、「代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。」が評価項目となっておりますので、財務諸表がない場合でも、その点が確認できるような資料を添付してください。
43	「誓約書」に、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料の添付が求められていますが、Excelで作成した役員名簿のようなものでも良いですか。	役員の氏名及び生年月日が記載され公表されている資料や公的書類のコピーを添付いただければと思います。
44	提出書類は、郵便、宅配便、事務局へ持参等の形式でもよいでしょうか？	資料の提出は指定のメールアドレスのみで受け付けます。
45	企画提案書 4.実施体制 (2) 代表団体の事業運営能力について、適切な財政基盤、経理能力を有しているというのは具体的にどの程度記載が必要でしょうか。P/L・B/S等でしょうか。	損益計算書や貸借対照表を含む、最新の財務諸表などの提出を想定しております。審査基準に示しているように、「代表団体が契約主体として適切な財政基盤、経理能力を有していること。」が評価項目となっておりますので、その点が確認できるような資料を添付してください。
■公募説明会でのFAQ (追加)		
46	公募説明会時に使用している説明資料をいただく事はできますか？	公募説明会の場合、公募要領のテキストを投影しておりました。公募要領と同様の内容となりますので、共有は予定しておりません。
47	申請に当たり複数団体での申請が必須のようですが個別申請が不可な理由を教えてください	Sport in Life推進プロジェクトでは、第3期スポーツ基本計画を踏まえ、Sport in Lifeコンソーシアムの加盟団体等が連携し、生活の中でスポーツに親しむ時間や環境を確保することができる新たな取組を創出し、その横展開や知見の提供に寄与するモデルとなる先進事例の形成を目指しております。 一つの団体だけではなく、複数の団体が連携してモデル事業を創出できる形を求めていますので、構成団体と連携した上での応募をお願いしております。
48	コンテンポラリーダンス 又は 地舞などはスポーツ範疇に入りますか	事務局側で何がスポーツといったものの判断はせず、審査員の方の判断で採点をいただく予定です。 ただし、公募要領内に記載の『令和5年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」』内で、運動やスポーツの種類を具体的に記載しておりますので、ご参考ください。 https://www.mext.go.jp/sports/content/20240327-kensport01-000034690_6-6.pdf
49	事業規模の応募区分についてです。 委託事業経費予定額が5,000千円(税込)未満の場合でも、先端デジタル要素を取り入れた取組は応募区分イ(上限6,000千円(税込))で提出可能と考えてよいでしょうか。	先端デジタル要素を取り入れている場合、委託事業経費予定額5,000千円(税込)未満の取組でも応募区分はイでご応募いただけます。 必要に応じて、審査員の方にもその旨を共有させていただきます。 なお、ご応募いただいた内容で審査をするため、採択後に上限を6,000千円(税込)に引き上げる等の対応は出来かねます。ご注意ください。

50	連携している地方自治体がスポーツ庁の他事業に採択されています。若干重複してくる部分もありそうなのですが、この場合は重複応募となって応募不可となりますか？	基本的に他の事業で採択されているものは採択しない方向性ではありますが、内容については協議させていただきます。若干重複してくる場合については、事業の応募時に企画提案書内に記載をお願いいたします。
51	コンソーシアム非加盟での採択事例はありますか？	応募資格が、「Sport in Lifeコンソーシアムに加盟する地方公共団体又は法人格を有する団体が代表団体となること」となるため、コンソーシアム非加盟での採択事例はございません。なお、応募時にコンソーシアムに加盟しているか（もしくは加盟申請しているか）の確認をさせていただきます。
52	複数団体のパートナーは加盟団体からサイトなどで検索したりして探すイメージでしょうか？	事務局としては、コンソーシアム加盟団体の皆様同士で積極的に本モデル事業を推進していただきたく考えております。Sport in Lifeのホームページ（※）にて加盟団体一覧をご参考いただけます。 なお、コンソーシアム加盟団体のご担当者とお繋ぎが必要な場合には、事務局側で先方へ確認することは可能です。その際、先方への確認等、お時間を頂戴しますので、お早めにご連絡下さい。 ※ https://sportinlife.go.jp/consortium/participant/
53	スポーツの解釈について スポーツ基本法(前文)にあるように、スポーツとは、『心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律 心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動』という解釈で良いか？	ご質問いただいた解釈で問題ございません。
54	対象経費，対象外経費について基準を教えてください。	内容に応じて、「対象経費」「対象外経費」の判断をさせていただきますので、ご確認が発生した際に、事務局宛にメールにてご連絡ください。 なお、現段階では対象経費か、対象外経費の記載間違いにより、審査の減点の対象にはなりません。
55	経費計上の留意事項の「④諸謝金に記載の外部の者」は申請団体からみて外部という認識でよろしいでしょうか？	申請団体(代表団体)からみて外部という認識で問題ございません。
56	障害児の水泳療育事業は該当になりますか？ また、行政との連携は可能ですか？	重点ターゲットに「障害者」を含んでいない意図としては、Sport in Lifeプロジェクトとは別に、スポーツ庁の推進する「障害者スポーツの推進プロジェクト」でモデル事業の公募を行っておりますため、今回重点ターゲットからは外しています。そのため、必ずしも、障害者を対象とする取組を採択しない訳ではございません。指定した重点ターゲットを選択の上、障害者をターゲットとする取組でのご応募は可能です。 また、行政との連携は可能です。
57	現状コンソーシアム加盟団体ではないのですが、加盟の申請から承認まではどのくらい期間がかかりますでしょうか。	基本的に2～3週間を要しております。不備があった際などには、時間を要しますので、お早めに申請ください。 なお、提案書をご提出いただいたタイミングでコンソーシアムの加盟(もしくは加盟申請)有無を確認します。採択時までには承認が下りるよう、お早めに申請ください。

58	<p>コースの選択について</p> <p>①ア) 上限5,000千円(税込)の応募区分を選択した場合、採点基準の「(2) 社会の変化や状況を考慮した先進的なデジタル技術等の活用をすることにより、新規性のある取組となっていること。【15点】」は加点なく、85点満点という認識で合っていますか？もしくはア) 上限5,000千円(税込)の応募区分を選択した場合でも、「(2) 社会の変化や状況を考慮した先進的なデジタル技術等の活用をすることにより、新規性のある取組となっていること。」は考慮した方がいいのでしょうか？(この場合は100点満点？)</p> <p>②ア) 上限5,000千円(税込)の応募区分場合、企画提案書(PPT)の1.モデル創出事業の実施内容2)事業企画の背景(社会状況との整合性)◆社会の変化や状況を考慮した先進的なデジタル技術等の活用は、どのように記載すればよろしいのでしょうか？(◆の背景のテーマを変えてもいいのか？)</p>	<p>①デジタルの活用がなければ15点分、点数がつかないこととなります。</p> <p>②フォーマットは変えずにご提出をお願いいたします。大項目「2) 事業企画の背景(社会状況との整合性)」の観点から、考慮した社会の動向について記載ください。</p> <p>本項目で記載いただいた内容は、その他の審査基準(例えば、審査基準『(1)「共通テーマ」の設定意図に合致した、スポーツ実施者の増加等の効果が期待できる取組であること。』や、『(5) 実施する事業の内容が、今後各地域・団体・企業等へ横展開することができる、事業を通じた成果・検証結果等が各地での新たな取組創出におけるヒントや実証事例となり得る取組であること。【10点】』など、別の審査基準での配点対象となります。</p>
59	<p>総額45,000千円(税込)のうち、応募区分アが何件、イが何件という枠はなく、提案内容次第と考えてよいでしょうか。極論、応募区分イが10件で45,000千円(税込)ということも、応募区分アが10件で45,000千円(税込)ということも、ありえますか。</p>	<p>今の段階では応募区分ごとの採択件数の枠は設けておりません。審査結果での順位や内容を確認し、各採択団体ごとの金額を調整検討・ご相談する予定です。</p>
60	<p>ア) 上限5,000千円(税込)の応募区分で申請の場合の審査(採点)は、85点が満点という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>公募説明会時にお話のとおり、今年度は、昨年度と比較し、「先進的なデジタル技術の活用等」の取組を重視している都合上、応募区分ア) 上限5,000千円(税込)の場合でも、100点満点となります。そのため、「デジタル技術の活用等」が含まれていない取組の場合、15点分、点数がつかないこととなります。</p> <p>ただし、ア) 上限5,000千円(税込)で応募の場合でも、審査時などで、「デジタル技術の活用」が認められれば、配点の対象となります。</p>
61	<p>Wordの経費予定額(10)の2,3にインボイスについて記載があります。支払い先が登録事業者か非課税事業者かをすべて明らかにした状態で記載する必要があるでしょうか。また、支払先が非課税事業者で代替不能ということが仮にあった場合に審査上で想定されるデメリットはありますか。</p>	<p>現時点で分かる内容でご記載ください。いただいた内容で審査いたします。また、支払先が「登録事業者」か「非課税事業者」であるかの記載間違いによる審査への影響もございません。</p>
62	<p>採択、不採択の通知時に、採点結果(点数)を開示いただけないでしょうか。何が良くて何が悪かったかを把握することも重要と考えます。</p>	<p>基本的には、不採択の通知時には、点数を開示しておりませんでした。</p> <p>今年度の採点結果の開示方法については、いただいたご意見を踏まえ、今後の方針を検討いたします。</p>
63	<p>継続的な活動という観点で、場所を賃貸が新しく発生する場合、賃貸契約や内装造作などの経費などは経費に含まれますか？</p>	<p>本事業の実施に直接必要とする経費(賃貸料)のみ計上してください。なお、契約期間内に限ります。</p> <p>なお、「本モデル事業」の目的以外でも利用する賃貸契約や内装造作については認められません。</p>
64	<p>代表団体が、他のプロジェクトの構成団体に入るのは問題ないでしょうか？</p>	<p>代表団体が、別のプロジェクトの構成団体に入ることは、問題ございません。(採択件数に限りもございません)</p> <p>補足として、代表団体が2件応募することなども可能です。ただし、この場合、採択されるのは1件になります。</p>

65	<p>昨年、何件の応募がありましたでしょうか？参考までに教えてください。</p>	<p>昨年度は全42団体からのご応募がございました。</p>
66	<p>審査員はどのような方がいらっしゃいますか、審査員の方が関連する内容が優先されますか？</p>	<p>恐れ入りますが、審査員は公表いたしません。</p>
67	<p>上限5,000千円(税込)未満であれば、応募区分Aでもイでも審査・採点上は変わらないと考えていいですか。区分イで提出したが、審査員が求めるデジタル活用には少し足りない、しかし区分Aで提出していても、「デジタルの要素」が評価されるといったことはありますか。</p>	<p>審査時や、委託費額の事務局での確認時に、「取組内にデジタル要素が入っているか」大枠を判断が出来るように応募区分を分けております。</p> <p>ただし、応募区分の選択に関わらず、「デジタルの活用」の観点からは採点いたしますので、どちらの区分を選択しても、不平等はないよう、審査いたします。</p>